

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	二百五十四号
供用開始の区間	大里郡寄居町大字富田字下六反田二四八六番一地从ら同郡同町大字富田字堀ノ内二一八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年二月二日
備考	平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六六五・〇〇メートル